

入札参加資格審査申請は済みましたか？

平成 23・24 年度において、志賀町が発注する建設工事などについて、競争入札および見積徴集に参加を希望する人は、企画財政課まで資格審査申請書を提出してください。町内業者の申請については、随時受付します。

志賀町ホームページで要領および様式などの詳細を掲載しますのでご確認ください。

ホームページ <http://www.town.shika.lg.jp>

【工事、測量・建設コンサルタント】

申請書様式 志賀町指定様式は、志賀町ホームページまたは企画財政課にあります。

次の書類を各 1 部提出してください。

	書類の名称	建設工事	測量・建設コンサル
①	競争入札参加資格審査申請書	●	●
②	総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）【写し】	●	
③	許可証明書および登録証明書【写し】	●	●
④	工事経歴調書または測量等実績調書（直前 2 年の各営業年度分）	●	●
⑤	技術職員名簿など		
	総括表	●	●
	技術職員名簿または経歴書	●	●
	※委任状提出の場合は、委任先の技術職員名簿または経歴書	●	●
⑥	決算書（直前 2 年の各営業年度分）【写し】		●
⑦	納税証明書「国税（所得税、法人税、消費税）、県税、市町税」【写し】 ※未納税額がない旨の証明	●	●
⑧	使用印鑑届	●	●
⑨	委任状（代理人を選任した場合提出してください。）	●	●
⑩	営業所一覧（該当者のみ）	●	●

（注）建設工事入札参加申請者は経営事項審査を受審し、格付けに必要な総合評定値を有していること。

【物品など】

申請書様式 志賀町指定様式は、志賀町ホームページまたは企画財政課にあります。

次の書類を各 1 部提出してください。

①	競争入札参加資格審査申請書（物品など）
②	商業登記簿謄本（法人の場合に限る。申請日の 2 カ月以内のもの）【写し】
③	決算書（直前 2 年の各営業年度分）【写し】
④	納税証明書（消費税および地方消費税、県税、市町税）【写し】 ※未納税額がない旨の証明
⑤	委任状（代理人を選任した場合提出してください。）
⑥	営業所一覧（該当者のみ）
⑦	計量・防除（駆除）・清掃・警備・建物管理などで資格を必要とする業種は、許可書・資格者証を添付【写し】

申請を行う業務ごとに、書類をフラットファイル（A4-S 型）につづり、提出してください。

（注）色指定あり 工事・・・青 測量・建設コンサル・・・黄 物品など・・・ピンク

資格審査申請書の商号または名称および代表者名には必ずフリガナをつけること。

A4 ファイルについても、表紙および背表紙には商号または名称を記載してください。

受付期間 随時（土、日、祝日を除く） 受付時間 9 時～ 17 時（時間厳守）

お問い合わせ先・提出先 企画財政課契約担当 ☎ 32-1111（内線 334）

自主・自立・共生
+ 自助

志賀町教育委員会教育長 六田 實

平成23年度の志賀町教育目標は3月の教育委員会議事で承認され、新年度より実行に移されています。

内容は昨年度に新学習指導要領の実施を視野に入れて改定していますので、基本理念(精神)は変更ありませんが、「石川の教育振興基本計画」、「いわきわ学びの指針十二か条」が策定されましたので、この部分を反映し、必要部分を小幅に改定致しました。

加えて、志賀町教育目標がより多くの住民の皆さんにご理解頂けるように、キーワードとして自主・自立・共生として表現させていただきました。基本は「良い社会人」に育つように、タイムリーに、適切なサービス(教育)の提供を行うことと考えています。

ここで私たちが大人として真剣に受け止め、考えなければならないことがあります。

子どもたちに自主・自立・共生を説き教えるためには、大人であり、親でもある我々が、しっかりと言動で範を示す必要があるということです。

「自助」と云う言葉がありますが、広辞苑によると、「自分で自分の身を

助けること」「他人に依頼せず、自分の力で自分の向上・発展を遂げること」とあります。

私たちは「自分のことは自分でする」を基本として、家庭で躾(しつけ)ること、学校で指導すること、地域で育むことなどを適宜組み合わせ、志賀町の未来を託す元気な子どもたちを育成することに、真剣に取り組みむ必要があります。ご協力をよろしくお願い致します。

教育長ホットニュース

のとキリシマツツジ

花の季節がやってきました。キリシマツツジは、ツツジ科ツツジ属の野生種であるヤマキリシマとヤマツツジが、交雑して生まれた品種とされています。「のとキリシマツツジ」はその一品種とみられ、特に能登地方一円に多く分布します。

江戸時代にキリシマツツジが大流行した際に、愛好家の手によって耐寒性の強い品種に改良され、それが愛好家や出稼ぎの人びとによって、能登地域に植栽されたと考えられているようです。

花は一重咲きと二重咲きなど赤色系で6種類、紫系2種類に分けられます。古株の中には樹齢300年を超えるものもあり、県指定天然記念物、市指定天然記念物に指定されているものもあります。

古木は好事家によって町外へ移転されることもあるようですが、町の文化財として大切にしていきたいと思えます。

〔出展〕のとキリシマツツジ写真紀行「のとキリシマツツジ連絡協議会編」

法律
相談

・弁護士(元高等検察庁検事)、愛知学院大学法科大学院特任教授
國田 武二郎(堀松出身)

東京地検、名古屋地検、横浜地検、岡山地検、福井地検等で捜査・公判検事として財政・経済事犯、公安労働事犯、選挙事犯、暴力事犯、風紀・麻薬事犯、外国人犯罪、少年犯罪、交通事犯など数多くの事件を担当。仙台高等検察庁検事として若手検事の指導育成にもあたる。平成15年6月、愛知県弁護士会に弁護士として活動。また、愛知学院大学法科大学院特任教授として法科大学院で教鞭を取っている。平成20年から愛知・三重両県の産業保健推進センター産業保健相談員、年金記録確認愛知地方第三者委員に就任、その他、愛知県警察学校で講師。

Q: カンニングは犯罪ですか。

A:

1 京科大学の入試試験で、受験生が携帯電話を利用して、試験問題をそのままメールして回答を求めたことが発覚し、その受験生は、偽計業務妨害罪で逮捕されるという事件が最近起こりました。当時、大きな社会問題となって連日報道されていました。たが、はたして、逮捕されるほどの犯罪かという極めて疑問です。と言っのは、カンニングそのものを罰する法律は無いからです。

2 偽計業務妨害罪とは、「偽計」すなわち、事実と異なる噂を流したり、人を騙したりして、業務そのものを妨害する行為を言います。つまり、外形的な混乱や支障を生じたことが必要です。実際の例では、①デパートの布団売りの布団に多数の縫い針を入れて布団の販売を出来なくさ

せた。②飲食店に無言電話を複数回かけて仕事を中断させたなどがあります。しかし、このケースの場合、試験そのものは、平穩無事に行われており、試験業務そのものは妨害されていません。確かに結果として試験の公正さは害されていますが、公正さを害することは偽計業務妨害の内容ではありません。したがって、警察が、公正さを害したことを理由に逮捕したとすれば解釈上無理があります。実際にも、その受験生は、起訴されずに事件は終了しました。

3 しかし、カンニングは、不当な行為であることは間違いありませんから、発覚すれば、合格取消し等の厳しい処分がまっていますし、仮に、発覚せず合格してもいやな思いが生じます。ですから、試験は実力勝負で、臨んでください。



西日本ホッケーで大会3位入賞

西日本6人制ホッケー大会の小学2部で3位に入賞した、「富来ボーイズ」が3月29日(火)に役場を訪れ、小泉町長に喜びの報告をしました。

チームは主将の橋野拓朗君、松本将吾君、岡本晃一君、向田崇紀君、堀岡諒君(いずれも富来小6年)、的場拓真君(富来小4年)の6選手で大会に挑みました。出場チームで唯一交代選手なしという厳しいチーム事情の中で、見事好成績を残しました。

大会は予選、決勝と2日間で6試合戦い、橋野主将は大会2位の9得点と活躍しました。

選手たちは「たくさん得点できてよかった」と感想を話し、卒業する6年生は5人全員がホッケー部に入る予定で「中学校でも頑張りたい」と抱負を話しました。



100歳おめでとうございます

4月1日に100歳を迎えられた笹波の宮坂政治さんに4日(月)山王副町長から祝い状と花束などが贈られました。

政治さんは明治44年4月1日生まれで、若いころは船員として捕鯨船などに乗り込み北極海や南極海を巡り、三男二女を育てました。今は週2回、町内の温泉施設に行くことを楽しみにしています。

山王副町長は「健康に気をつけてますます長生きし町民の模範となってください」と祝福し、政治さんは「何とも言えない喜びで、感無量です」と喜びました。

100歳おめでとうございます

4月9日に100歳を迎えられた館開の福田耕作さんに小泉町長から祝い状と花束などが贈られました。

耕作さんは明治44年4月9日生まれで、農業と屋根板ふきの仕事をして三男三女を育てました。耕作さんは以前から歩くことが好きで、今でも歩くことを楽しみとしています。

小泉町長は「町内最高齢を目指し、まだまだ元気に過ごしてください」と祝福し、耕作さんは「こんな幸せ者はいない」と万歳して喜びました。





人権擁護委員に感謝状、委嘱状

4月12日(火)に法務大臣から人権擁護委員の委嘱状と退任される委員への感謝状の伝達式が行われました。

退任される小谷内正孝さん(鶴野屋)は、平成8年から5期15年間にわたり、委員として地域の活動に貢献され、その功績により法務大臣から感謝状が贈呈されました。

また、新任の村上栄子さん(富来領家町)、三津幸子さん(大島・4期目)の2人に委嘱状が交付されました。

小泉町長は、「小谷内さんには、地域住民のために献身的な活動に対し心から感謝し、今回委嘱されたお二人には、町民のよきアドバイザーとして、地域に密着した活動をしてください」とあいさつしました。

新社会人歓迎の集い

4月13日(水)にいこいの村能登半島で今春町内の企業に就職した新社会人32人(17事業所)が、志賀町商工会と富来商工会主催の「新社会人歓迎の集い」に招待されました。

式典では、小泉町長から歓迎の言葉があり、新社会人を代表して市川義規さん(㈱エイ・エム・シィ)がお礼の言葉を述べました。

式典後には、「社会人としての心構え」と題して「CCOM」代表の高井三樹郎さんが記念講演を行いました。



国民年金の全額免除・一部納付 若年者納付猶予 学生納付特例の承認を受けている人へ

将来、少しでも多くの金額を受給するためには、本人の申し出により追納することをおすすめします。

◎ 追納とは

過去の保険料免除や猶予の期間について、保険料を納めることにより保険料を納付済期間にするということです。国民年金の保険料は2年分までしかさかのぼって支払うことはできません。しかし、免除が認められた期間や、学生納付特例制度が適用された期間の分は10年までさかのぼって保険料を支払うことができます。これを「追納」といいます。

追納する場合の国民年金保険料の金額は、免除や猶予を受けた当時の金額のままではありません。2年分は同じ金額ですが、それ以上前の方は「加算額」という延滞料のようなものが加算され金額が少しずつ高くなるので、追納は古いものから払うようにしましょう。追納する金額は免除されていた当時の保険料ですが、3年以上さかのぼって追納する場合には加算額がつき、その額は年々高くなります。具体的には、次のようになります。

- ・3年前 210円の加算
 - ・4年前 430円の加算
 - ・5年前 680円の加算
 - ・6年前 880円の加算
 - ・7年前 1,090円の加算
 - ・8年前 1,660円の加算
 - ・9年前 2,260円の加算
 - ・10年前 2,890円の加算
- (当時の保険料の額に上記の金額が加算されます)

■追納の申請

七尾年金事務所 ☎ 0767-53-6511 または志賀町住民課国保年金担当 ☎ 32-9121 へお問い合わせください。